



東証メールマガジン
CLUB CABU News No.2505
2010.6.9

<http://www.tse.or.jp/>



=====
【本日の目次】

- 1.市況情報
 - ◆本日の株価指標等
 - ◆ランキング情報
 - ◆前・後場概況
- 2.スタンダード&プアーズ通信
- 3.その他
 - ◆東証ホームページの更新情報
 - プログラム売買(5月31日～6月4日売買取引分)
 - 信用取引現在高(6月4日申込現在分)
- 4.証券取引等監視委員会からの寄稿
- 5.コラム
 - ◆ワールド・カップと貴金属投資(ETFセキュリティーズ)

=====
※ 以下については、証券取引等監視委員会のホームページ掲載にあたり、上記目次の4.を抜粋しております。
=====

4.証券取引等監視委員会からの寄稿

投稿No11

「証券取引等監視委員会の活動状況(平成21年度)について」
証券取引等監視委員会総務課長 佐々木清隆

前回のこの場で、インサイダー取引の増加についてご紹介したが、
去る5月31日に、監視委の活動状況(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)
を公表したので、今回は、そのポイントをご紹介したい。

http://www.fsa.go.jp/sesc/reports/n_21/n_21.htm

まず、冒頭の「はじめに」では、佐渡委員長率いる現在の監視委としての
過去約3年間の活動を総括している。現体制が発足した平成19年7月以降、
世界的な金融危機が発生し、またそれに対応して規制環境が大きく変化して
いるが、平成19年9月に監視委が公表した「基本的考え方」の各重点項目
(1. 包括的・機動的市場監視、2. 課徴金制度の活用、3. 金融商品取引法の
適切な運用、4. 自主規制機関などとの連携、5. グローバル化への対応)について、
これまでの成果を総括するとともに、今後の課題について言及している点が重要である。

また、今回の報告においては、国際的な金融危機を踏まえた監視委としての対応に
ついて、特別に章を設けて紹介している点も重要である。その中では、
(1)不公正ファイナンス事案に対する監視強化、(2)証券会社等の財務の健全性の検証の

ための証券検査の強化、(3)新たな金融商品等の監視の強化、(4)市場規律の強化に向けた情報発信等の強化、(5)国際関係業務の強化が紹介されている。

監視委の各活動、具体的には、市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査、犯則調査の活動の詳細については、活動状況報告を参照いただきたいが、特にこの1年間の特色として何点かご紹介したい。

まず市場分析審査については、取引規模の大小にかかわらず不公正取引と疑われる取引の審査を強化しているが、特に不公正ファイナンスとの関連が疑われる取引については、偽計の観点からの審査を強化しているほか、証券取引所等自主規制機関との双方向での情報共有を強化している。また市場環境の変化を踏まえた市場動向分析も強化しており、たとえば東証arrowheadが本年はじめて稼働したことに伴う不公正取引のパターンの変化についても注視しているところである。

証券検査については、証券会社の財務内容やリスク管理態勢の検証のための検査を強化しているほか、新たに金商法の規制対象となった集団投資スキーム(ファンド)を扱う業者に対する集中的な検査を行い、悪質な法令違反が把握された業者に対し、行政処分の勧告を行っている。

課徴金調査については、不公正取引事案に係る勧告件数が、インサイダー取引事案38件、相場操縦事案5件、計43件と過去最高となった。インサイダー取引に関してみれば、公開買付け(TOB)関連の事案が急増している点(20年度3件→21年度12件)、及び第一次情報受領者による事案の急増(20年度3件→21年度21件)が注目される。また、企業情報の管理の徹底を求められる者によるインサイダー取引事案(例えば監査役、会社のIR担当者、デューデリジェンス業務担当者、信用調査会社社員)が依然として後を絶たない点も特色である。

また、開示検査については、開示書類の虚偽記載に対し、9件、7億397万9,998円の課徴金勧告を実施したほか、平成20年の金商法改正により新たに対象となった違反行為に対する初の摘発となる、公開買付開始公告の実施義務違反に対しても1件の勧告を実施した。さらに、開示検査の結果、課徴金勧告に至らない場合にも、上場企業が監視委からの懲罰を受け自発的に訂正した事案(1件)に見られるとおり、開示検査の出口の多様化が進んできている。

犯則事件の調査については、17件の告発(昨事務年度13件)を行い、件数として過去最高を記録している。特に、(1)不公正ファイナンスを偽計として告発した事例として株式会社ペイントハウスの第三者割当増資を利用した偽計事件、ユニオンホールディングス株式会社の水増し増資偽計事件、トランスデジタル株式会社の架空増資偽計事件、(2)ネット取引による「見せ玉」等の手法を用いたデイトレーダー・グループによる大規模な相場操縦事件、(3)東証一部上場企業による巨額粉飾決算事案(ニイウスコー株式会社に係る虚偽有価証券報告書提出事件)等が注目される。

(文中、意見にわたる部分は筆者の個人的見解である)。

・筆者紹介 佐々木 清隆

東京都出身。1983年東大法学部卒業後、大蔵省(当時)に入省。

金融監督庁(現金融庁)検査局、OECD(経済協力開発機構)、IMF(国際通貨基金)等海外勤務を経て、2005年証券取引等監視委員会事務局特別調査課長。

2007年7月より同委員会事務局総務課長。